

[事案 2024-187] 就業不能給付金返還請求無効請求

・令和7年9月9日 和解成立

<事案の概要>

就業不能給付金の返還請求を無効とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年8月から約12か月間、新型コロナウイルス感染症で在宅療養したため、令和3年9月に契約した組立型保険にもとづき就業不能年金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われず、既に支払われていた就業不能給付金の返還を求められた。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金の返還を無効にしてほしい。

- (1) 令和4年9月に保険会社職員に確認したところ、訪問診療に該当すると回答を受けた。
- (2) 募集人から、就業不能給付金の支払事由に該当すると言われた。
- (3) 募集人から、在宅療養証明書の書き方について指示があった。
- (4) 契約時に、募集人が、自分の意思に反して、勝手に死亡保障を減らして就業不能保障を付加していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 病院の主治医によると、在宅療養証明書全てに「事実と相違がある」および「在宅療養の希望があったが、在宅訪問診療を実施するには至っていない」と回答があった。
- (2) 申立人の主張する在宅療養は、約款に定める在宅療養には該当せず、就業不能年金の対象にならない。また、約款に定める在宅療養に該当しないことから、就業不能給付金の対象にはならず、当社の返還請求は妥当である。
- (3) 募集人の一連の行為については争わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、在宅療養時の事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって、手続を終了した。